

第45回医薬品副作用被害等救済給付審査申立検討会:2020年6月29日(月)

副作用等被害救済給付の決定内容に係る審査結果

番号	主な原疾患等	医薬品名	副作用名※	理由	審査結果
1	薬剤熱、症候性てんかん、てんかん	判定不能	判定不能	判定不能であるため	棄却
2	アルツハイマー病(に伴うBPSD)	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
3	(予防)	判定不能	判定不能	判定不能であるため	棄却
4	てんかん様発作	判定不能	判定不能	判定不能であるため	棄却
5	非結核性抗酸菌症(M. avium)	エブトール錠250mg	中毒性視神経症による視力障害	障害年金について支給	容認
6	(予防)	サーハリックス	注射部位反応(疼痛)、発熱、倦怠感、脱力感、下痢、便秘、認知機能低下、しびれ、感覚過敏、頭痛、感覚異常、眼痛、睡眠障害、意識消失、動悸、嘔気、悪寒、食欲不振、体重減少、不随意運動、疼痛(疾病) 判定不能(障害)	判定不能であるため	棄却
7	左背部蜂窩織炎	なし	なし	機構法施行令第3条に定める程度の医療ではないため	棄却
8	統合失調症	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
9	不安神経症、統合失調症、アルツハイマー、せん妄	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
10	高尿酸血症、関節リウマチ	判定不能	判定不能	判定不能であるため	棄却
11	関節リウマチ	判定不能	判定不能	判定不能であるため	棄却
12	(予防)	判定不能	判定不能	判定不能であるため	棄却
13	左前十字靭帯断裂	なし	なし	機構法施行令第3条に定める程度の医療ではないため	棄却
14	特発性血小板減少性紫斑病、痛み止め	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
15	統合失調症	判定不能	判定不能	判定不能であるため	棄却
16	狭心症、高血圧症、脂質異常症、うつ状態、胃潰瘍、不眠症	なし	なし	機構法施行令第3条に定める程度の医療ではないため	棄却
17	(予防)	ガーダシル水性懸濁筋注シリンジ	頭痛、月経困難症、視覚異常、しびれ、腰痛、倦怠感、めまい、全身痛、睡眠障害、嘔気、脱力、起立性調節障害	左記の副作用以外は判定不能であるため	棄却
18	てんかん、パニック障害	ラミクタール錠25mg、ノスロマック錠250mg	汎発型薬疹	不適正使用であるため	棄却
19	うつ血性心不全、敗血症	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
20	腰部脊柱管狭窄症、高血圧症、心房細動、頸椎症、症候性てんかん、小大腸憩室炎、前立腺肥大症	判定不能	判定不能	判定不能であるため	棄却
21	てんかん	ラミクタール錠25mg	多形紅斑型薬疹	不適正使用であるため	棄却
22	急性咽喉頭炎、右第1指爪囲炎	なし	なし	判定不能であるため	棄却
23	食道がん化学療法による発熱性好中球減少症の発症抑制	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
24	骨粗鬆症	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
25	インフルエンザA型	判定不能	判定不能	判定不能であるため	棄却
26	神経症性うつ病	モキサンカプセル25mg、リスヘリドン錠1「MEEK」、コンミン糖衣錠25mg、ヒルナミン錠(5mg)、レボトミン錠5mg、レボトミン錠25mg	アカジアによる転落時の外傷による、高次脳機能障害及び右眼動眼神経麻痺による調節障害・眼球運動障害	障害等級非該当であるため	棄却
27	甲状腺乳頭がん	なし	なし	機構法施行令第3条に定める程度の医療ではないため及び医薬品以外の原因によるため	棄却

28	(予防)	サービックス	肢体機能障害、高次脳機能障害	障害等級非該当であるため	棄却
29	乳管癌術前治療	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
30	腰椎椎間板ヘルニア、末梢神経障害性疼痛、骨粗鬆症、便秘症、ドライアイ、関節リウマチ	判定不能	判定不能	判定不能であるため	棄却
31	脳梗塞、左中大脳動脈狭窄症	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却
32	関節リウマチ	—	—	—	保留
33	骨粗しょう症	なし	なし	機構法施行令第3条に定める程度の医療ではないため	棄却
34	急性大動脈解離術後	なし	なし	申立が不適法であるため	却下
35 (前回9)	気分障害、不眠症、高血圧、高コレステロール、便秘	判定不能	判定不能	判定不能であるため	棄却
36 (前回17)	うつ病	なし	なし	医薬品以外の原因によるため	棄却

※副作用のうち、当該医薬品の副作用と認められなかった場合については「なし」と記載。